

新型コロナウイルス感染症に関わる登校・早退・出席の扱いについて
～令和3年4月28日現在～

新型コロナウイルス感染症に関わる、登校・早退・出席の扱いについては、下記の表のように取り扱います。対応に迷われた場合は、ご相談ください。また、状況の変化に伴い、この扱いについても随時変更していきます。よろしくお願いします。

状況	基本的な対応	出席停止期間	登校時の提出書類
生徒が感染した場合	登校不可	保健所の指示による	登校許可報告書
生徒が濃厚接触者に指定された場合	登校不可	保健所の指示による	
同居家族が濃厚接触者に指定された場合	学校に連絡し、登校は控えてください	保健所の指示による	
※ 生徒に風邪症状がある場合	自宅休養	症状が回復するまで	
※ 登校後、学校において風邪症状が確認された場合	早退 及び 自宅休養	症状が回復するまで	
※ 同居家族に風邪症状がある場合	自宅休養	同居家族の症状が回復するまで	
基礎疾患等があり、感染予防のために欠席したい場合	保護者判断	要相談	
心配で登校させたくない場合	保護者判断	要相談	

※風邪症状とは、発熱、頭痛、せき、のどの痛み、体のだるさ、息苦しさ等のことです。

偏頭痛、腹痛、気分不良は基本的に該当しません。（要相談）